

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

長島・大野・常松法律事務所



弁護士 小西 真機

【住所又は本店所在地】(3)

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

【報告義務発生日】(4)

平成19年1月31日

【提出日】

平成19年2月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1

【提出形態】(5)

その他

【変更報告書提出事由】(6)

第1 【発行者に関する事項】(7)

発行者の名称	株式会社赤阪鐵工所
証券コード	6022
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所第2部

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)／1】(8)

(1) 【提出者の概要】(9)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ユタールデン・エーエス(Uthalden AS)
住所又は本店所在地	ノルウェー王国、オスロ 0287、フーク・アヴェニー19
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

② 【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1997年1月30日
代表者氏名	ハラルド・モラウス・ハンセン (Harald Moreus Hanssen)
代表者役職	取締役会会長 (Chairman of the board)
事業内容	有価証券、不動産、海運業及び関連事業への投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 小西 真機
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(10)

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】(11)

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	833,000		
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M 833,000	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q	0	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	833,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成19年1月31日現在)	T 15,400,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T) × 100)	5.41%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	-

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(13)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成19年 1月12日	普通株	10,000	0.06	市場内	取得	
平成19年 1月15日	普通株	22,000	0.14	市場内	取得	
平成19年 1月16日	普通株	50,000	0.32	市場内	取得	
平成19年 1月17日	普通株	78,000	0.51	市場内	取得	
平成19年 1月18日	普通株	250,000	1.62	市場内	取得	
平成19年 1月19日	普通株	126,000	0.82	市場内	取得	
平成19年 1月22日	普通株	24,000	0.16	市場内	取得	
平成19年 1月23日	普通株	100,000	0.65	市場内	取得	
平成19年 1月24日	普通株	50,000	0.32	市場内	取得	
平成19年 1月25日	普通株	20,000	0.13	市場内	取得	
平成19年 1月26日	普通株	20,000	0.13	市場内	取得	
平成19年 1月31日	普通株	83,000	0.54	市場内	取得	

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)

該当なし
------

(7)【保有株券等の取得資金】(15)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(U) (千円)	201,673
借入金額計(V) (千円)	-
その他金額計(W) (千円)	-
上記(W)の内訳	該当なし
取得資金合計(千円) (U+V+W)	201,673

②【借入金の内訳】該当なし

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】該当なし

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

## **POWER OF ATTORNEY**

**KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS**, that Uthalden AS, a corporation organized and existing under the laws of Norway, with its principal office at Huk Aveny 19,0287 Oslo, Norway, (the "Corporation"), does hereby constitute and appoint Mr. Masaki Konishi, an attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the Reports and the Notices described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices in connection with Akasaka Diesels Limited

**IN WITNESS WHEREOF**, the Corporation has caused this power of attorney to be duly signed by Harald Moræus Hanssen, this 6 day of February, 2007.

Uthalden AS

By:



Name: Harald Moræus Hanssen

Title: Chairman of the board

[訳 文]

委 任 状

ノルウェー王国法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所をノルウェー王国、オスロ0287、フーク・アヴェニー19に有する法人であるユタールデン・エーエス（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である小西真機氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること並びに株式会社赤阪鐵工所に関する同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2007年2月6日、ハラルド・モラウス・ハンセンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ユタールデン・エーエス

[署 名]

氏名：ハラルド・モラウス・ハンセン  
肩書：取締役会会長

上記正訳致しました。  
弁護士 小西 真機

